

9. 実用新案に関する審判決例

分類	内容	番号	審判決日（事件番号）	審査基準の対応箇所
111	物品の形状、構造又は組合せに係る考案であるか否かについて	1	東京高判昭和26年7月31日 （昭和25年（行ナ）第8号）	第X部第1章2.1

(111)-1

審査基準の 該当箇所	第X部第1章2.1
裁判例 分類	111: 物品の形状、構造又は組合せに係る考案であるか否かについて
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	「カット事件」(査定不服抗告審判) 東京高判昭和26年7月31日(昭和25年(行ナ)第8号)
出典	行政事件裁判例集2巻8号1273頁
出願番号	実願昭23-5452号
結論	棄却
関連条文	(大正10年法)実用新案法第1条
裁判体	中島登喜治裁判長、薄根正男裁判官、原増司裁判官

2. 事案の概要

(1) 本願考案の概要

書籍雑誌等の記事の余白部分に掲載する挿画に、いわゆる「カット」としての趣味内容を与えると同時に、広告としての目的および作用を有せしめることを主眼とする考案である。

(2) 実用新案登録請求の範囲(本願考案)

書籍、雑誌、冊子等(C)に於ける記事(B)の余白部分(1)に挿画(2)を設けて成る「カット」装置に於て、該挿画を広告の構成を有する挿画(2)を以て充当して成る書籍、雑誌等に於ける「カット」装置(A)の構造

3. 判決の抜粋

判決
<p>裁判所の判断</p> <p>…実用新案法第一条には実用新案の登録を受けられる考案は「物品に関し形状構造又は組合せに係る型の考案」であることを要件とし登録は「その物品の型」について与えられることを規定している。本件の場合審決では、本件出願の考案要旨とするところはこの形状、構造又は組合せの何れにも該当しない。即ち型に関する考案でないとして認定したのに対し原告は本件考案要旨は構造に係る型の考案であると主張している。</p> <p>よつて此の点が本件の唯一の争点であるからこの点を審案すると、先づ構造というのは物品が二以上の部材又は部分から成り立っていてそれが抽象的表現のものに止まらず客観的に具体化され且つ特定の形態的関連を持って一体を為している場合をいうのである。本件出願の考案要旨とするものは</p>

書籍雑誌等なる物品に関してはいるが、記事（B）の余白部分（1）に掲載した挿画（2）に従来「カット」の有する趣味的内容を与えると同時に広告としての目的及び作用を有せしめた点を主眼とするもので、挿画の内容又はそれに加えた説明的文字の意味如何を考案としたものである。従つてカット（2）が挿画たることと広告たることとの両作用を有するものたる点のみについて言えば全く観念的且つ抽象的表現のものに止まつて居つて、挿画、広告用の文字及びその組合せ方法はいずれも無数にありうるのであるから、その構成自体並びに構成によつて生じたもの自体もまた何等具体的形態を有するものを特定しないものというの外なく、このようなものは前記実用新案法第一条に所謂構造とい
い得ない。従つて本件出願は同法案に規定する登録要件を具備しないものである。

…原告は本件考案要旨は機械器具のように立体的のものではないが、実用新案の登録例中にも平面的な計算図表のようなものがあることは被告も認めているところであり、本件の場合も平面的なものであつても構造と認められるべきであると主張しているが、登録例中にある平面的なもの
は、被告が述べているように、線、区画、目盛の一定位置的關係に結合したものであるから、それは
抽象的表現のものではなく、客觀的に具体化された特定の形態を有し、物品の型と見ることができ
るのに反し、本件の考案は線、区画、目盛又はこれに準ずるものの具体的結合とは全く相異して
いて、何等具体化された特定の形態を有するものとは認められないのであるから前示のものは本件に適切
な例とするには足りない。